

## 妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の償還払に関する要領

### (趣旨)

第1 この要領は、新型コロナウイルス緊急対策事業（母子保健）実施要綱第3の2(6)の規定に基づき、妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の償還払に必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2 事業の実施主体は福島県とする。

### (助成対象者)

第3 次のいずれかに該当する者とする。

(1) 福島県内に住民票を有する者のうち、分娩予定日の概ね2週間以内（早産のリスク等の妊婦の状況に応じて検査時期が異なる場合を含む。次号において同じ。）にPCR等検査を受けた者。

(2) 福島県内の医療機関で分娩予定日の概ね2週間以内にPCR等検査を受けた者（前号に掲げる者を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関からPCR等検査料の控除を受けた者又は他の自治体から助成を受けた者は助成の対象外とする。

### (助成対象費用)

第4 助成の対象は、令和2年9月1日から令和3年3月31日までに受けたPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）又は抗原定量検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）並びに鼻腔・咽頭拭い液採取に係る費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、保険適用となるPCR等検査料については助成の対象外とする。

### (助成額)

第5 20,000円を限度に助成する。助成回数は、妊婦1人につき1回とする。

### (助成の申請)

第6 助成を受けようとする者は、原則として、当該申請に係るPCR等検査が終了した日の属する年度内に知事に申請を行う。

2 申請は「妊婦に対する新型コロナウイルス検査料助成申請書」（様式5）に次の(1)～(3)に掲げる書類を添付して、県子育て支援課へ提出するものとする。ただし、県外の医療機関でPCR等検査を受けた場合は(4)の書類を合わせて添付する。

(1) PCR等検査を受けた日が妊娠期間中であることが確認できる書類（母子健康手帳

- の「出生届出済証明」及び「妊娠中の経過」のページの写し等)
- (2) PCR等検査に要した費用が確認できる書類（医療機関発行の領収書の写し等）
  - (3) 助成金の振込先が確認できる書類（本人の預金口座通帳の写し）
  - (4) 本人の住所が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）

（助成の決定）

第7 知事は、第6の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定する。

2 知事は、PCR等検査料に対する助成を行うことを決定したときは、決定通知書を申請者に通知する。

3 知事は、審査の結果、助成しないことを決定したときは、不承認決定通知書により申請者に通知する。

（助成金の返還）

第8 知事は、本要綱に違反した場合、その他不正の行為によって助成金の給付を受けた者については、助成金の全部または一部を返還させることができる。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。